

広告媒体への広告掲載基準

この基準は、浦安市広告掲載に関する要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の適否は、この基準に基づき判断するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれがあるもの
 - ア 法令に違反しているもの及びおそれがあるもの。
 - イ 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの。
 - ウ 虚偽や誇大な表現により誤解を与えたり、利用者に不利益をもたらすもの。
 - エ 他人の肖像、談話、著作物などを無断で使用しているもの。
 - オ 青少年の健全な育成を妨げるもの。
 - カ 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会秩序を乱すもの。
 - キ 誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害になるもの。
 - ク 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - ア 第2条に規定するキャバレーやナイトクラブ、ダンスホール、低照度飲食店、区画席飲食店、まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターなどの風俗営業や性風俗関連特殊営業などに関するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。
 - ア 特定の政治活動や思想団体などを擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの。
 - イ 選挙の事前運動にあたり、売名行為と判断されるもの。
 - ウ 宗教の催事案内、教祖の写真や教義など、布教宣伝活動にあたると判断されるもの。
 - エ それぞれの主義や主張を訴え、賛否や意見を募り、理解や支持を求めようとするもの。
- (4) その他市長が不相当と認めるもの。